

令和6年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日(月) 午前10時から10時28分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。

本日は委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第3回の農業委員会を開会いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定をする議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

3番、八木原智宏委員、4番、若林想一郎委員のご両名にお願いします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件です。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第3号につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 議案第3号について説明いたします。

議案第3号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、計画面積は70平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。

申請理由は、進入路であります。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の左下にあります赤色で示した場所になります。

具体的な場所ですが、横瀬保育所の南、約390メートルのところ申請地になります。

今申請は、議案第4号番号1でご審議いただきます申請人の住宅に隣接する農地に、申請人の子の自己用住宅を建てようと検討を始めたところ、既存の住宅の進入路としている当該地が農地であると判明したために、提出されたものであります。

申請人が、約50年前に住宅を建築した当時から進入路として利用していたとのことですが、進入路部分は分筆されておらず、地目も畑であり、転用の記録も確認できませんでした。今回、現状に即した状態に是正すべく、進入路部分を分筆し、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月20日午前9時半頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬保育所の南390メートルのところになります。

事務局の説明にもありましたが、進入路として利用していた当該地を調査したところ、農地であると判明し、今回転用申請しようとするものです。

理由書にも記載してありますが、およそ50年前に自己用住宅を建てたときから現状のように使用しており、長い間進入路として利用している状況ということであれば、転用もやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、6番、小泉委員、お願いします。

小泉委員 補助委員の小泉です。上程されました議案第3号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月20日午前9時半頃、平沼推進委員

と現地確認を行いました。事務局や平沼推進委員の説明にもあったとおり、進入路として引き続き利用したいということで転用申請するものであります。周囲にも農地もありますが、申請者の所有農地でありますので、特に問題はないものと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第3号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長

全員賛成です。

よって、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第4号番号1につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第4号番号1について説明いたします。

議案第4号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は332平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、議案書にございますとおり町内在住の方であり、譲渡人は譲受人の父親です。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借・20年間となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の左下にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、議案第3号で申請された農地に隣接する農地で、横瀬保育所より南、約390メートルのところが申請地になります。

本申請は、譲受人が将来結婚や両親の世話を考え、譲渡人が所有する住宅に隣接していることから、当該地に自己用住宅を建てるために転用をし

たいとの申請でございます。

なお、一部が農地に現存していると判明した物置及び車庫については、添付されている理由書や始末書のとおり、今後取り壊します。

農地の区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第4号番号1農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月20日午前9時30分頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、議案第3号で申請された農地、横瀬保育所南、約390メートルのところにあります。

先ほどの事務局の説明にもありましたとおり、譲受人が結婚や両親の世話を行うために、父親である譲渡人の所有の住宅に隣接する農地に自己用住宅を建設するための転用申請であります。

理由書に記載されているように、今後の安定した生活を送るためであれば、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明をお願いいたします。

補助委員、6番、小泉委員、お願いします。

小泉委員 補助委員の小泉です。上程されました議案第4号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月20日午前9時半頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、周囲に農地もありますが、自己用住宅をであれば、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時15分

議 長 それでは、会議を再開いたします。
担当委員の所見を終了いたしました。
続きまして、質疑に移ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時18分

議 長 再開をいたします。

お諮りいたします。上程中の議案第4号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第4号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号番号2について説明いたします。

議案第4号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は休耕で、計画面積は356平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市在住の方であります。譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央下部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校の西、約280メートルのところ申請地になります。

本申請は、申請書にも記載されているとおり、譲受人が今後子供を出産する予定もあり、賃貸での生活が手狭となったことから、新たに自己用住宅の建築をしたいとのことで提出されたものであります。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メー

トル以内に2つ以上の教育施設、医療施設等の公共公益施設があることから、第3種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和5年10月の農政総合推進協議会において審議され、令和6年2月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終わります。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第4号番号2農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月20日午前10時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から約280メートル西側にある農地になります。

譲受人が賃貸での生活が手狭となったために、自己用住宅の建築をしたいということで転用申請するものであります。

現地につきましては、第3種農地であり、駅からの近場で交通の便もよく、周辺は既に住宅等の建設が進んでいるところでありますので、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第4号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月20日午前10時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、東側に農地もありますが、そのほかの周りには住宅が建っていて、転用により周辺に与える影響は少ないものと考えられますので、特に問題はないと思われま

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

武藤委員。

武藤委員 議案書で示されている位置と、逆に言えば添付書類の申請書についての位置が違うと思うのですけれども、申請しているやつが。

〔「ちょっとずれています」〕

武藤委員 要するに申請地の、建っている議案書の中は●●●●●●●●を指していると思うのです、細かいことを言うようだけれども。

〔「ちょっと左側」〕

議 長 どうですか。ご指摘どおりですか。

事務局 申し訳ございません。

武藤委員 よく確認してやってください。

議 長 ほかにございますか。

どうぞ、2番、浅見委員。

浅見委員 教えてもらいたいぐらいなのですけれども、初歩的な話で。

詳細のほうについている、もう一個の図面、公図というのですか、意味がなかなか理解できないのですけれども。

議 長 どの辺が。具体的に教えてください。

浅見委員 番号が全然違うので、これがついている意味が知りたくて。この詳細図の●●●●●●●●というのは理解できるのですけれども、その裏側についている図面、これは何を表しているのでしょうか。

議 長 これね。次の出っ張ったようなのね。

浅見委員 そのため教えてもらえますか。

議 長 どうぞ、説明してください。

事務局 ただいまのご指摘なのですが、まず資料として、最初の今回審議していただく●●●●●●●●、こちらの公図を見ていただくと、その下側の部分がちょっと不成形で、線が引いてなく、地番が入っていないと思うのです。

議 長 この白いところ、ここね。

事務局 この部分ですね。

議 長 この部分をこっちに移した。

事務局 これが、その裏を見ていただくと、そこにすっぽりはまるような形で、線が入って地番が振ったものがあるかと思います。これなのですが、実は姿の圃場整備をした際に、筆をシャッフルして、きれいに四角くしましたので、例えば本来申請している今回のこちらの公図のほうは、見ていただくと分かると思うのですが、おおむね四角形の形をした形になっておりま

す。これはもう三十数年前に、姿の圃場整備を行ったときに、こういう形の、碁盤の目のような形で、裏側のちよっとくねくねとなっているのは、これがもともとあった筆の形と公図になります。これらをきれいにしたのが、今回審議していただくほう側になるということで、公図がここで換地したときに分かれてしまっているのです、2枚添付の形になっています。

浅見委員 2枚見合わせて地形を理解するということなのですか。

事務局 そうです。

浅見委員 分かりました。ありがとうございます。間違っについているのかと思ったのです。

議長 ほかにございますか。

〔「なし」〕

議長 他の質疑はなしということですか。

お諮りいたします。上程中の議案第4号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第4号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、議事録での字句の整理につきましてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議題は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

(午前10時28分)